

火薬庫の保安検査を申請する場合の手続（法第35条）

火薬庫の所(占)有者は、1年(土堤、簡易土堤及び防爆壁にあっては3年)に1回、都道府県知事又は指定保安検査機関の実施する保安検査を受けなければならない。

ただし、国が認定した認定保安検査実施者は、保安検査について自ら行うことができる。
(法第35条)

都道府県知事の実施する保安検査を受ける場合

○提出書類

- ① 保安検査申請書・・・様式No.50
- ② 委任状(申請者が代理人である場合)・・・書式例No.1

(注1) 法人であって主たる事務所を県外に有する場合のみ、県内における従たる事務所の責任者に委任することができる。

○提出部数 1部

○提出期限 前回の保安検査の日から1年を超えない日

○手数料 41,000円(山口県収入証紙を貼付すること。)

○提出先 山口県産業労働部産業政策課産業資源班